

物 件 調 書

物件番号	01	問合せ先	清水まちづくり推進課 公園係 TEL054-354-2272
------	----	------	-----------------------------------

所在地		静岡市清水区桜が丘300
公園名		清水桜が丘公園
設置場所		別図のとおり
販売品目(設置物件)		清涼飲料水
施設電気料単価		約37(円/kWh/月) ※R6年度実績による
当該公園の概況	公園種別	近隣公園
	主な施設	遊具、スポーツグラウンド、テニスコートなど
	その他	家族連れが訪れる公園です。 スポーツグラウンド及びテニスコートは大勢の利用客があります。
設置条件に係る特記事項等		
☐ 販売する商品は、缶又はペットボトル等密閉式容器入りの清涼飲料水としてください。 また、売価は標準小売価格を超えない額としてください。		
☐ 本物件には、電力量計(子メーター)が設置されておりませんので、自動販売機設置事業者で電力量計(子メーター)の設置をお願いします。電気料負担額は、施設管理者が検針した消費電力量に基づいて算出します。		
☐ 使用済み容器の回収ボックスは、自動販売機等の設置場所付近で施設管理者の指示する位置に設置してください。		
☐ 自動販売機の色味は静岡市の景観形成基準に基づき、有彩色の場合は彩度4以下としてください。		
☐		
☐		

物 件 調 書

物件番号	02	問合せ先	清水まちづくり推進課 公園係 TEL054-354-2272
------	----	------	-----------------------------------

所在地		静岡市清水区桜が丘300
公園名		清水桜が丘公園
設置場所		別図のとおり
販売品目(設置物件)		清涼飲料水
施設電気料単価		約37(円/kWh/月) ※R6年度実績による
当該公園の概況	公園種別	近隣公園
	主な施設	遊具、スポーツグラウンド、テニスコートなど
	その他	家族連れが訪れる公園です。 スポーツグラウンド及びテニスコートは大勢の利用客があります。
設置条件に係る特記事項等		
☐ 販売する商品は、缶又はペットボトル等密閉式容器入りの清涼飲料水としてください。 また、売価は標準小売価格を超えない額としてください。		
☐ 本物件には、電力量計(子メーター)が設置されておりませんので、自動販売機設置事業者で電力量計(子メーター)の設置をお願いします。電気料負担額は、施設管理者が検針した消費電力量に基づいて算出します。		
☐ 使用済み容器の回収ボックスは、自動販売機等の設置場所付近で施設管理者の指示する位置に設置してください。		
☐ 自動販売機の色味は静岡市の景観形成基準に基づき、有彩色の場合は彩度4以下としてください。		
☐		
☐		

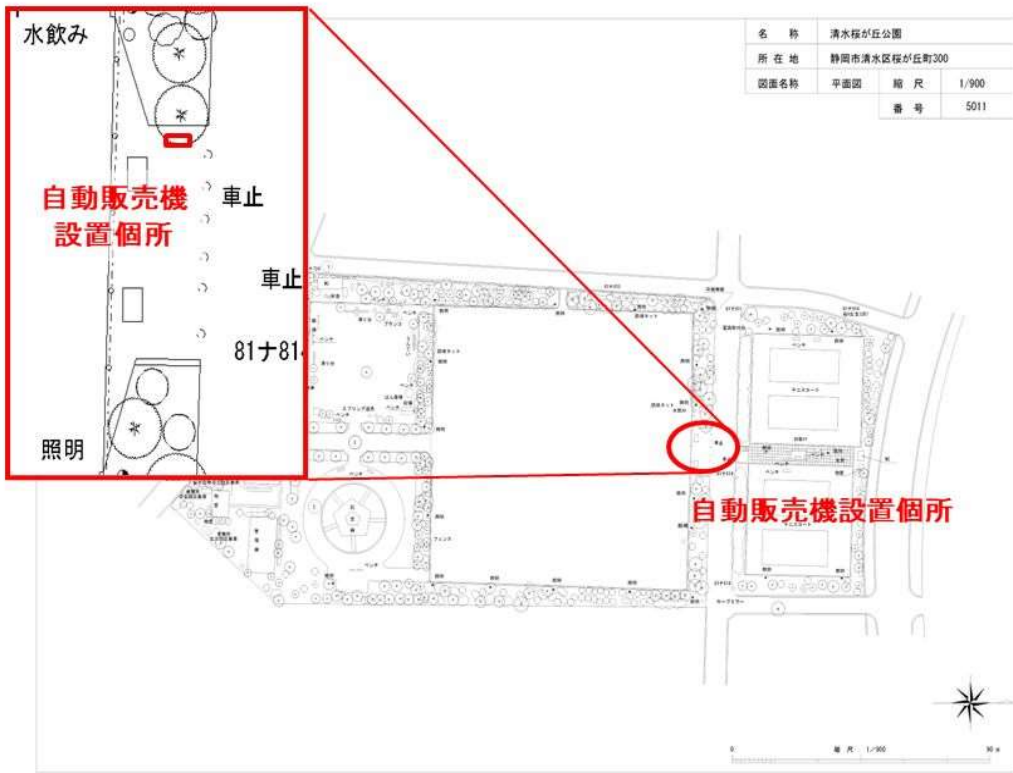
施設案内図



凡例	施設位置
----	------



設置場所



物件調書

物件番号	03	問合せ先	清水まちづくり推進課 公園係 TEL054-354-2272
------	----	------	-----------------------------------

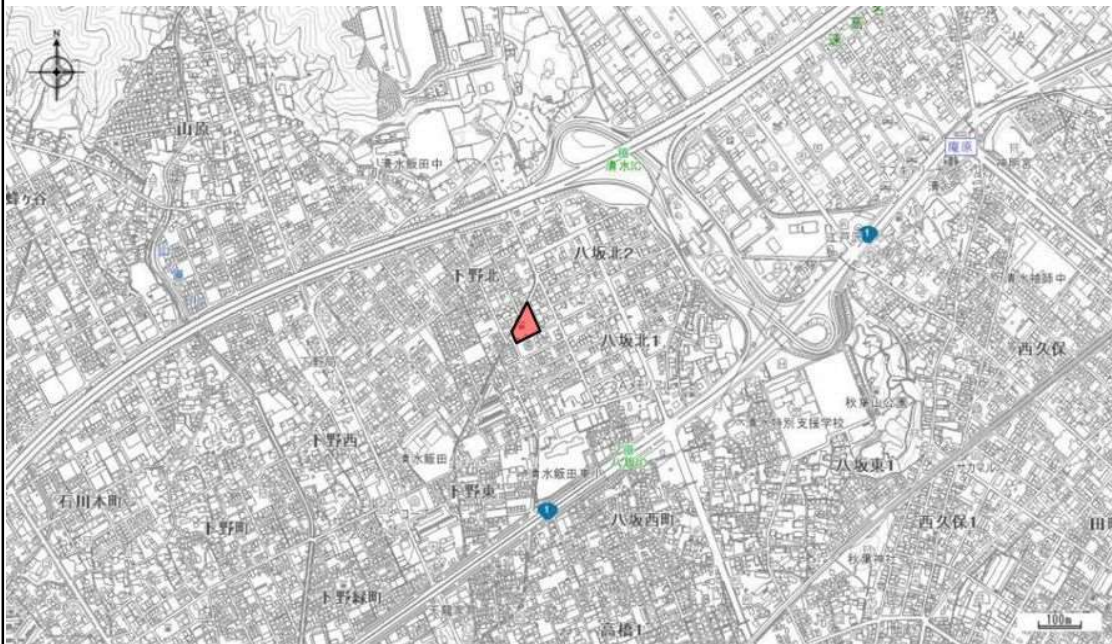
所在地		静岡市清水区月見町155
公園名		清水月見公園
設置場所		別図のとおり
販売品目(設置物件)		清涼飲料水
施設電気料単価		約34(円/kWh/月) ※R6年度実績による
当該公園の概況	公園種別	近隣公園
	主な施設	複合遊具、テニスコートなど
	その他	家族連れが訪れる公園です。 テニスコートは大勢の利用客があります。
設置条件に係る特記事項等		
☐ 販売する商品は、缶又はペットボトル等密閉式容器入りの清涼飲料水としてください。 また、売価は標準小売価格を超えない額としてください。		
☐ 本物件には、電力量計(子メーター)が設置されておりませんので、自動販売機設置事業者で電力量計(子メーター)の設置をお願いします。電気料負担額は、施設管理者が検針した消費電力量に基づいて算出します。		
☐ 使用済み容器の回収ボックスは、自動販売機等の設置場所付近で施設管理者の指示する位置に設置してください。		
☐ 自動販売機の色味は静岡市の景観形成基準に基づき、有彩色の場合は彩度4以下としてください。		
☐		
☐		

物件調書

物件番号	04	問合せ先	清水まちづくり推進課 公園係 TEL054-354-2272
------	----	------	-----------------------------------

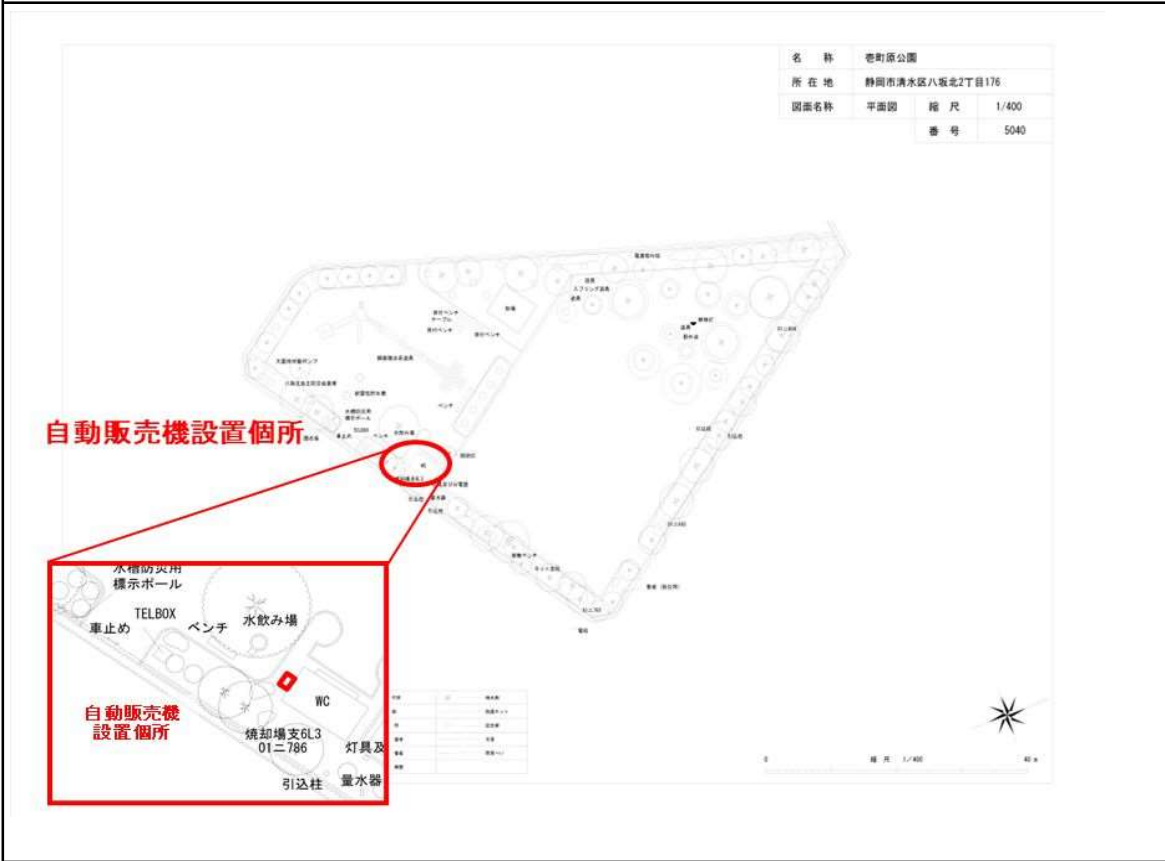
所在地		静岡市清水区八坂北二丁目176
公園名		壱町原公園
設置場所		別図のとおり
販売品目(設置物件)		清涼飲料水
施設電気料単価		約31(円/kWh/月) ※R6年度実績による
当該公園の概況	公園種別	街区公園
	主な施設	複合遊具など
	その他	家族連れが訪れる公園です。
設置条件に係る特記事項等		
☐ 販売する商品は、缶又はペットボトル等密閉式容器入りの清涼飲料水としてください。 また、売価は標準小売価格を超えない額としてください。		
☐ 本物件には、電力量計(子メーター)が設置されておりませんので、自動販売機設置事業者で電力量計(子メーター)の設置をお願いします。電気料負担額は、施設管理者が検針した消費電力量に基づいて算出します。		
☐ 使用済み容器の回収ボックスは、自動販売機等の設置場所付近で施設管理者の指示する位置に設置してください。		
☐ 自動販売機の色味は静岡市の景観形成基準に基づき、有彩色の場合は彩度4以下としてください。		
☐		
☐		

施設案内図



凡例	施設位置

設置場所

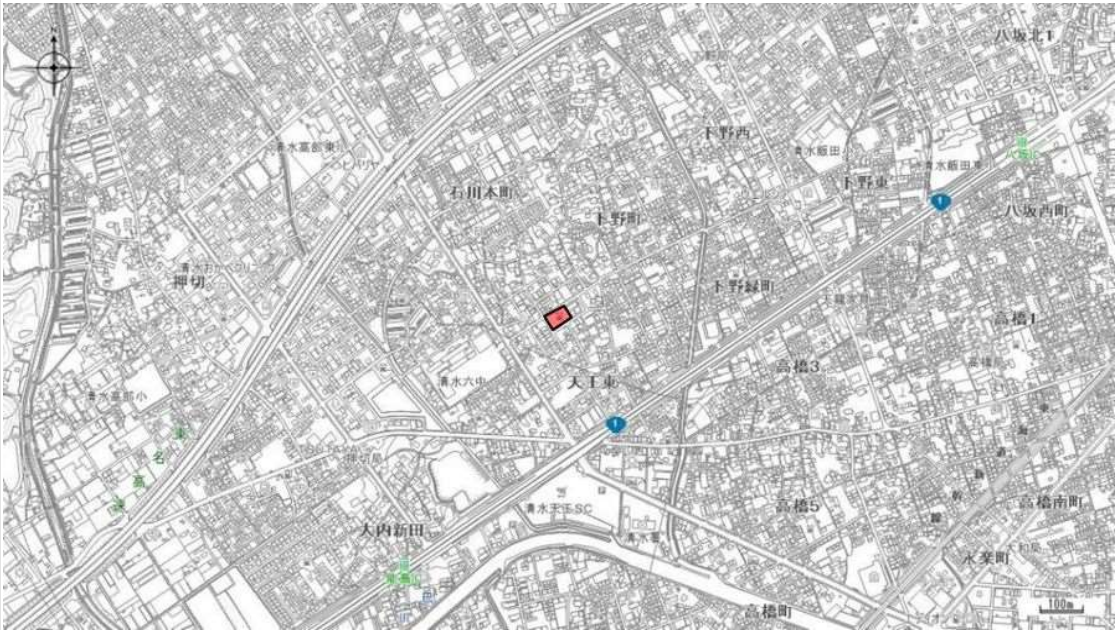


物件調書

物件番号	05	問合せ先	清水まちづくり推進課 公園係 TEL054-354-2272
------	----	------	-----------------------------------

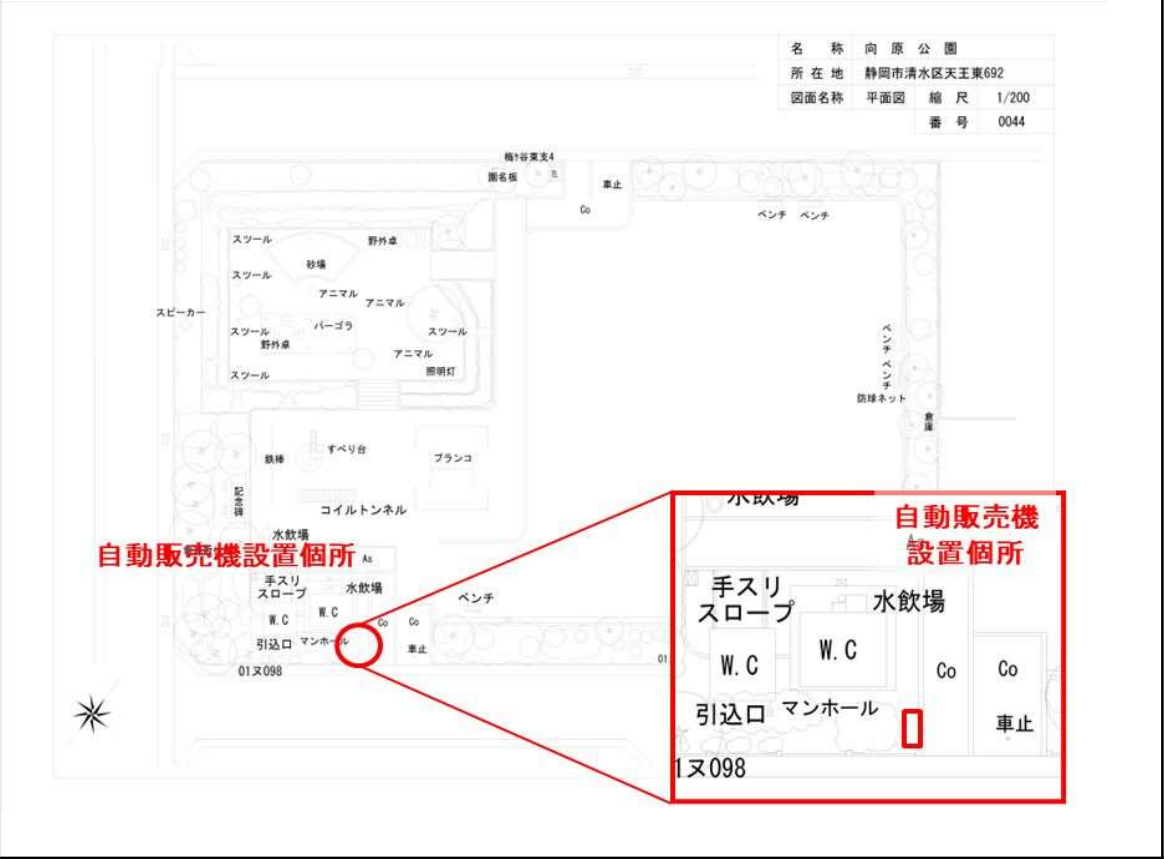
所在地		静岡市清水区天王東692
公園名		向原公園
設置場所		別図のとおり
販売品目(設置物件)		清涼飲料水
施設電気料単価		約31(円/kWh/月) ※R6年度実績による
当該公園の概況	公園種別	街区公園
	主な施設	遊具、広場など
	その他	家族連れが訪れる公園です。
設置条件に係る特記事項等		
☐ 販売する商品は、缶又はペットボトル等密閉式容器入りの清涼飲料水としてください。 また、売価は標準小売価格を超えない額としてください。		
☐ 本物件には、電力量計(子メーター)が設置されておりませんので、自動販売機設置事業者で電力量計(子メーター)の設置をお願いします。電気料負担額は、施設管理者が検針した消費電力量に基づいて算出します。		
☐ 使用済み容器の回収ボックスは、自動販売機等の設置場所付近で施設管理者の指示する位置に設置してください。		
☐ 自動販売機の色味は静岡市の景観形成基準に基づき、有彩色の場合は彩度4以下としてください。		
☐		
☐		

施設案内図



凡例	施設位置
----	------

設置場所

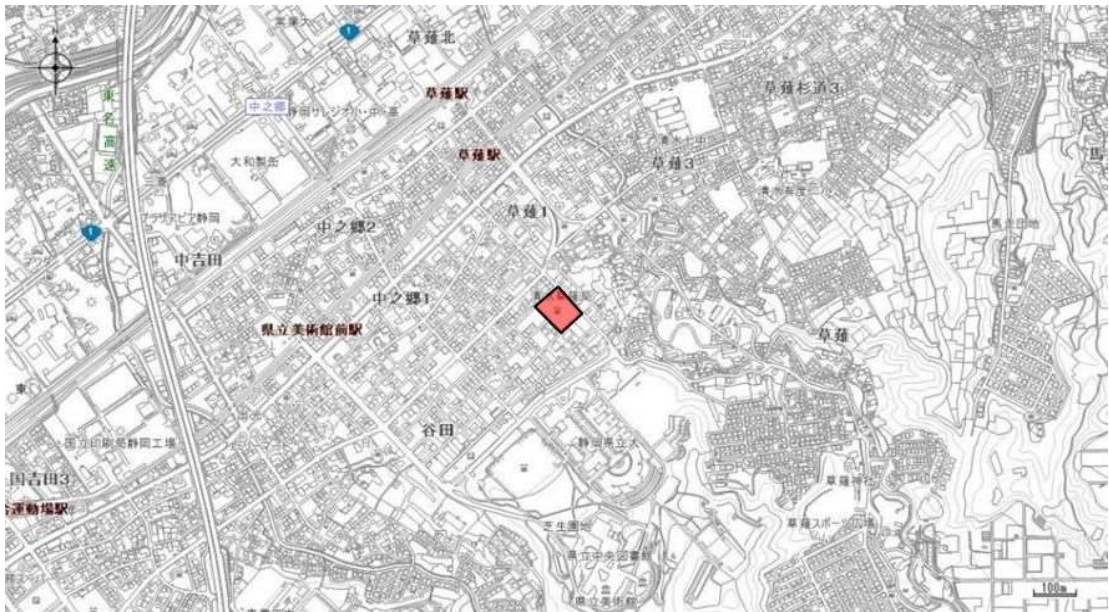


物 件 調 書

物件番号	06	問合せ先	清水まちづくり推進課 公園係 TEL054-354-2272
------	----	------	-----------------------------------

所在地		静岡市清水区谷田307
公園名		ひょうたん塚公園
設置場所		別図のとおり
販売品目(設置物件)		清涼飲料水
施設電気料単価		約31(円/kWh/月) ※R6年度実績による
当該公園の概況	公園種別	街区公園
	主な施設	複合遊具、広場など
	その他	家族連れが訪れる公園です。
設置条件に係る特記事項等		
☐ 販売する商品は、缶又はペットボトル等密閉式容器入りの清涼飲料水としてください。 また、売価は標準小売価格を超えない額としてください。		
☐ 本物件には、電力量計(子メーター)が設置されておりませんので、自動販売機設置事業者で電力量計(子メーター)の設置をお願いします。電気料負担額は、施設管理者が検針した消費電力量に基づいて算出します。		
☐ 使用済み容器の回収ボックスは、自動販売機等の設置場所付近で施設管理者の指示する位置に設置してください。		
☐ 自動販売機の色味は静岡市の景観形成基準に基づき、有彩色の場合は彩度4以下としてください。		
☐		
☐		

施設案内図



凡例	施設位置
----	------

設置場所



物件調書

物件番号	07	問合せ先	清水まちづくり推進課 公園係 TEL054-354-2272
------	----	------	-----------------------------------

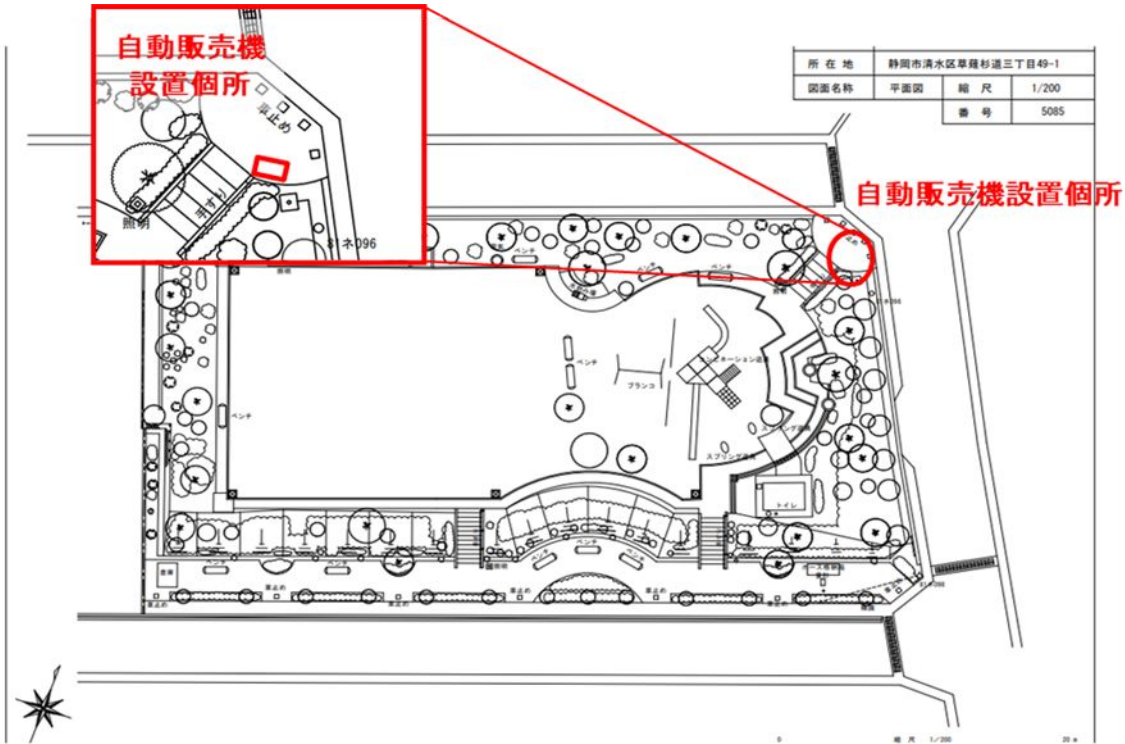
所在地		静岡市清水区草薙杉道三丁目49-1
公園名		草薙杉道公園
設置場所		別図のとおり
販売品目(設置物件)		清涼飲料水
施設電気料単価		約31(円/kWh/月) ※R6年度実績による
当該公園の概況	公園種別	街区公園
	主な施設	複合遊具、広場など
	その他	家族連れが訪れる公園です。
設置条件に係る特記事項等		
☐ 販売する商品は、缶又はペットボトル等密閉式容器入りの清涼飲料水としてください。 また、売価は標準小売価格を超えない額としてください。		
☐ 本物件には、電力量計(子メーター)が設置されておりませんので、自動販売機設置事業者で電力量計(子メーター)の設置をお願いします。電気料負担額は、施設管理者が検針した消費電力量に基づいて算出します。		
☐ 使用済み容器の回収ボックスは、自動販売機等の設置場所付近で施設管理者の指示する位置に設置してください。		
☐ 自動販売機の色味は静岡市の景観形成基準に基づき、有彩色の場合は彩度4以下としてください。		
☐		
☐		

施設案内図



凡例	施設位置

設置場所



物 件 調 書

物件番号	08	問合せ先	清水まちづくり推進課 公園係 TEL054-354-2272
------	----	------	-----------------------------------

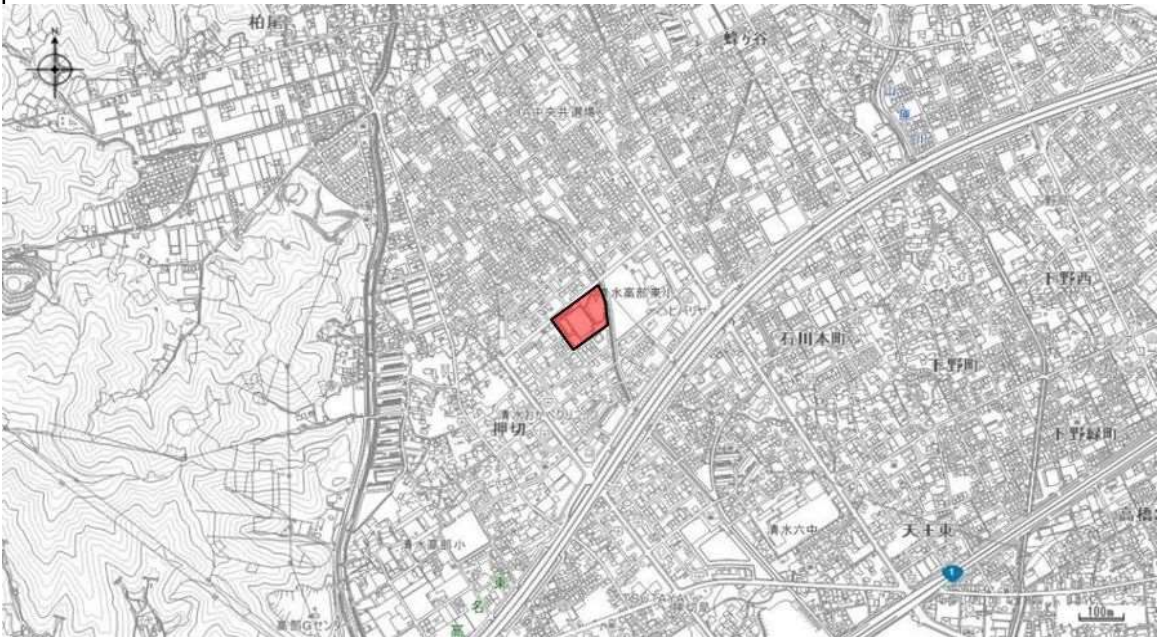
所在地		静岡市清水区袖師町605-2
公園名		袖師スポーツ公園
設置場所		別図のとおり
販売品目(設置物件)		清涼飲料水
施設電気料単価		約33(円/kWh/月) ※R6年度実績による
当該公園の概況	公園種別	街区公園
	主な施設	遊具、広場など
	その他	家族連れが訪れる公園です。
設置条件に係る特記事項等		
☐ 販売する商品は、缶又はペットボトル等密閉式容器入りの清涼飲料水としてください。 また、売価は標準小売価格を超えない額としてください。		
☐ 本物件には、電力量計(子メーター)が設置されておりませんので、自動販売機設置事業者で電力量計(子メーター)の設置をお願いします。電気料負担額は、施設管理者が検針した消費電力量に基づいて算出します。		
☐ 使用済み容器の回収ボックスは、自動販売機等の設置場所付近で施設管理者の指示する位置に設置してください。		
☐ 自動販売機の色味は静岡市の景観形成基準に基づき、有彩色の場合は彩度4以下としてください。		
☐		
☐		

物件調書

物件番号	09	問合せ先	清水まちづくり推進課 公園係 TEL054-354-2272
------	----	------	-----------------------------------

所在地		静岡市清水区押切2223
公園名		清水押切北公園
設置場所		別図のとおり
販売品目(設置物件)		清涼飲料水
施設電気料単価		約32(円/kWh/月) ※R6年度実績による
当該公園の概況	公園種別	近隣公園
	主な施設	複合遊具、広場など
	その他	家族連れが訪れる公園です。
設置条件に係る特記事項等		
☐ 販売する商品は、缶又はペットボトル等密閉式容器入りの清涼飲料水としてください。 また、売価は標準小売価格を超えない額としてください。		
☐ 本物件には、電力量計(子メーター)が設置されておりませんので、自動販売機設置事業者で電力量計(子メーター)の設置をお願いします。電気料負担額は、施設管理者が検針した消費電力量に基づいて算出します。		
☐ 使用済み容器の回収ボックスは、自動販売機等の設置場所付近で施設管理者の指示する位置に設置してください。		
☐ 自動販売機の色味は静岡市の景観形成基準に基づき、有彩色の場合は彩度4以下としてください。		
☐		
☐		

施設案内図



凡例

施設位置

設置場所

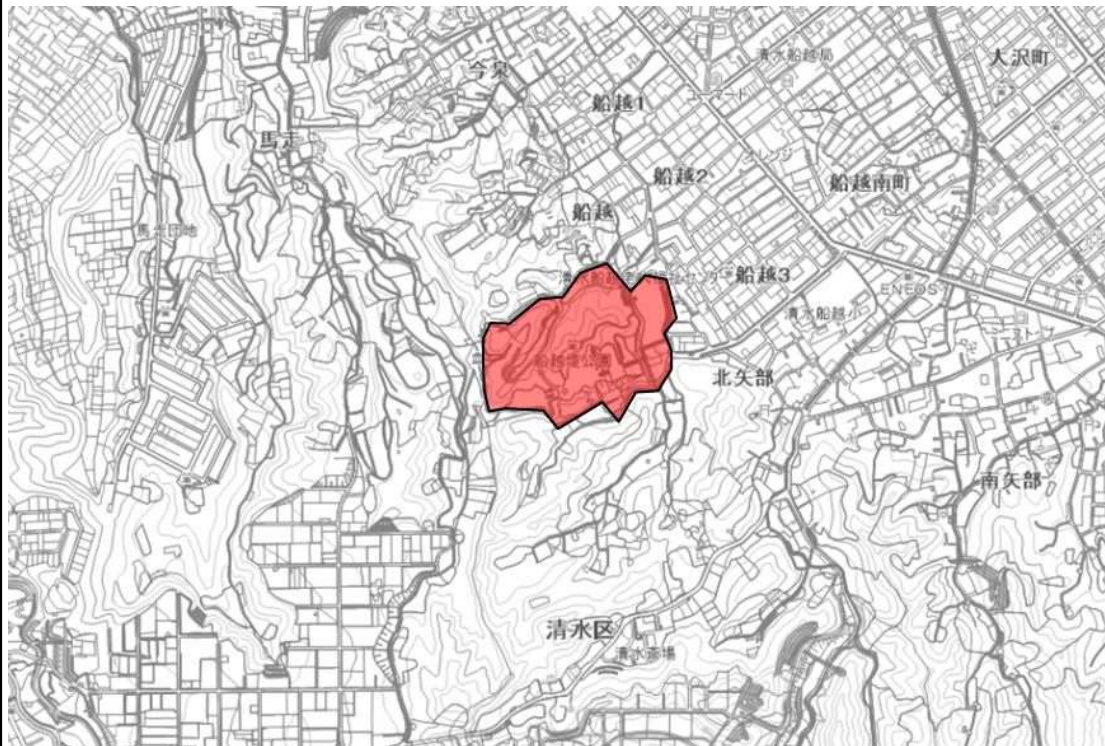


物件調書

物件番号	10	問合せ先	清水まちづくり推進課 公園係 TEL054-354-2272
------	----	------	-----------------------------------

所在地		静岡市清水区船越497
公園名		清水船越堤公園
設置場所		別図のとおり
販売品目(設置物件)		清涼飲料水
施設電気料単価		約35(円/kWh/月) ※R6年度実績による
当該公園の概況	公園種別	総合公園
	主な施設	複合遊具、すべり台、茶室など
	その他	家族連れが訪れる公園です。 桜の名所であり、桜の時期は大勢の来客があります。
設置条件に係る特記事項等		
☐ 販売する商品は、缶又はペットボトル等密閉式容器入りの清涼飲料水としてください。 また、売価は標準小売価格を超えない額としてください。		
☐ 本物件には、電力量計(子メーター)が設置されておりませんので、自動販売機設置事業者で電力量計(子メーター)の設置をお願いします。電気料負担額は、施設管理者が検針した消費電力量に基づいて算出します。		
☐ 使用済み容器の回収ボックスは、自動販売機等の設置場所付近で施設管理者の指示する位置に設置してください。		
☐ 自動販売機の色味は静岡市の景観形成基準に基づき、有彩色の場合は彩度4以下としてください。		
☐		
☐		

施設案内図



凡例

施設位置



設置場所



物件調書

物件番号	11	問合せ先	清水まちづくり推進課 公園係 TEL054-354-2272
------	----	------	-----------------------------------

所在地		静岡市清水区草薙三丁目121-1
公園名		天皇原公園
設置場所		別図のとおり
販売品目(設置物件)		清涼飲料水
施設電気料単価		約31(円/kWh/月) ※R6年度実績による
当該公園の概況	公園種別	街区公園
	主な施設	複合遊具、広場など
	その他	家族連れが訪れる公園です。
設置条件に係る特記事項等		
☐ 販売する商品は、缶又はペットボトル等密閉式容器入りの清涼飲料水としてください。 また、売価は標準小売価格を超えない額としてください。		
☐ 本物件には、電力量計(子メーター)が設置されておりませんので、自動販売機設置事業者で電力量計(子メーター)の設置をお願いします。電気料負担額は、施設管理者が検針した消費電力量に基づいて算出します。		
☐ 使用済み容器の回収ボックスは、自動販売機等の設置場所付近で施設管理者の指示する位置に設置してください。		
☐ 自動販売機の色味は静岡市の景観形成基準に基づき、有彩色の場合は彩度4以下としてください。		
☐		
☐		

物 件 調 書

物件番号	12	問合せ先	清水まちづくり推進課 公園係 TEL054-354-2272
------	----	------	-----------------------------------

所在地		静岡市清水区由比今宿185-8
公園名		由比駅前公園
設置場所		別図のとおり
販売品目(設置物件)		清涼飲料水
施設電気料単価		約32(円/kWh/月) ※R6年度実績による
当該公園の概況	公園種別	街区公園
	主な施設	遊具、広場など
	その他	家族連れが訪れる公園です。
設置条件に係る特記事項等		
☐ 販売する商品は、缶又はペットボトル等密閉式容器入りの清涼飲料水としてください。 また、売価は標準小売価格を超えない額としてください。		
☐ 本物件には、電力量計(子メーター)が設置されておりませんので、自動販売機設置事業者で電力量計(子メーター)の設置をお願いします。電気料負担額は、施設管理者が検針した消費電力量に基づいて算出します。		
☐ 使用済み容器の回収ボックスは、自動販売機等の設置場所付近で施設管理者の指示する位置に設置してください。		
☐ 自動販売機の色味は静岡市の景観形成基準に基づき、有彩色の場合は彩度4以下としてください。		
☐		
☐		

物件調書

物件番号	13	問合せ先	清水まちづくり推進課 公園係 TEL054-354-2272
------	----	------	-----------------------------------

所在地		静岡市清水区由比町屋原322-1
公園名		陣笠山公園
設置場所		別図のとおり
販売品目(設置物件)		清涼飲料水
施設電気料単価		約38(円/kWh/月) ※R6年度実績による
当該公園の概況	公園種別	街区公園
	主な施設	すべり台、広場など
	その他	家族連れが訪れる公園です。 桜の時期は来客が多いです。
設置条件に係る特記事項等		
☐ 販売する商品は、缶又はペットボトル等密閉式容器入りの清涼飲料水としてください。 また、売価は標準小売価格を超えない額としてください。		
☐ 本物件には、電力量計(子メーター)が設置されておりませんので、自動販売機設置事業者で電力量計(子メーター)の設置をお願いします。電気料負担額は、施設管理者が検針した消費電力量に基づいて算出します。		
☐ 使用済み容器の回収ボックスは、自動販売機等の設置場所付近で施設管理者の指示する位置に設置してください。		
☐ 自動販売機の色味は静岡市の景観形成基準に基づき、有彩色の場合は彩度4以下としてください。		
☐		
☐		

施設案内図



凡例	施設位置
	

設置場所

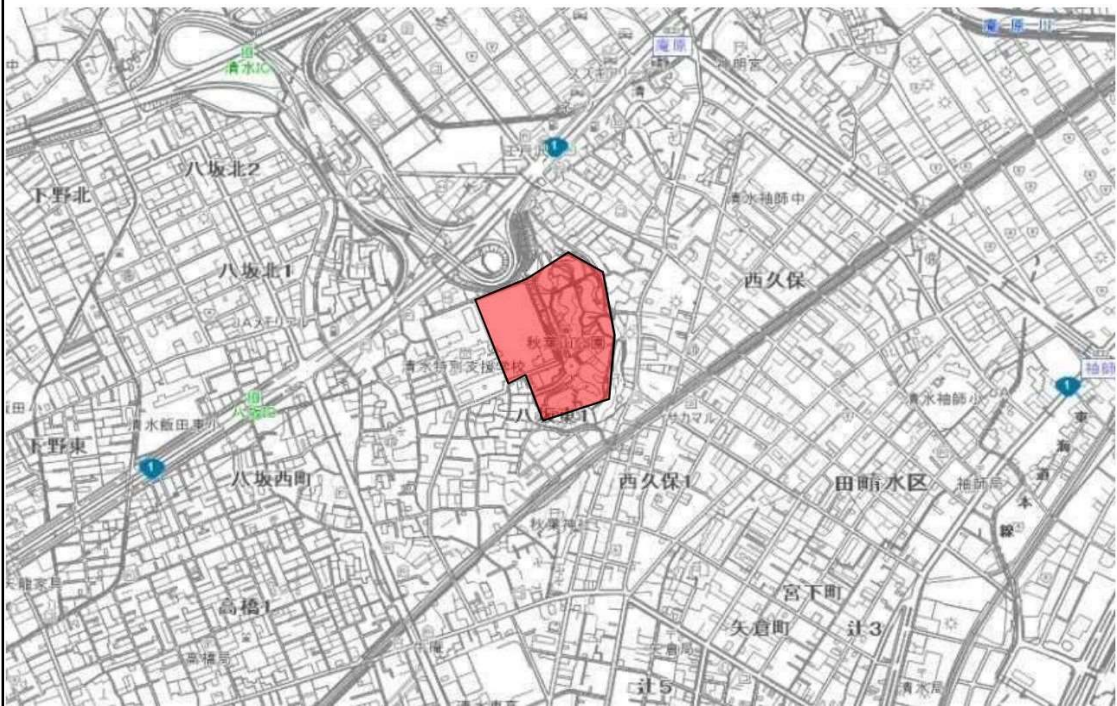


物 件 調 書

物件番号	14	問合せ先	清水まちづくり推進課 公園係 TEL054-354-2272
------	----	------	-----------------------------------

所在地		静岡市清水区八坂東一丁目364-2外
公園名		秋葉山公園
設置場所		別図のとおり
販売品目(設置物件)		1台目(14-1):アイスクリーム類 2台目(14-2):清涼飲料水 または アイスクリーム類
施設電気料単価		約31(円/kWh/月) ※R6年度実績による
当該公園の概況	公園種別	近隣公園
	主な施設	複合遊具、すべり台など
	その他	アスレチックやローラースライダー、大型複合遊具などがそろう公園です。 また、駐車場もあるため車でアクセスも可能です。
設置条件に係る特記事項等		
☐ 販売する商品は、缶又はペットボトル等密閉式容器入りの清涼飲料水としてください。 また、売価は標準小売価格を超えない額としてください。		
☐ 自動販売機の色味は静岡市の景観形成基準に基づき、有彩色の場合は彩度4以下としてください。		
☐ 本物件には、電力量計(子メーター)が設置されておりませんので、自動販売機設置事業者で電力量計(子メーター)の設置をお願いします。電気料負担額は、施設管理者が検針した消費電力量に基づいて算出します。		
☐ 使用済み容器の回収ボックスは、自動販売機等の設置場所付近で施設管理者の指示する位置に設置してください。		
☐		
☐		

施設案内図



凡例	施設位置	
----	------	-------------

設置場所



物 件 調 書

物件番号	15	問合せ先	緑地政策課 公園活用係 TEL054-221-1107
------	----	------	--------------------------------

主たる所在地		静岡市葵区田町三丁目46-5外
公園名		田町公園
設置場所		別図のとおり
販売品目(設置物件)		清涼飲料水
施設電気料単価		約39(円/kWh/月) ※R6年度実績による
当該公園の概況	公園種別	街区公園
	主な施設	プール・複合遊具
	その他	夏季にはプールが開かれ多くの人で賑わいます
設置条件に係る特記事項等		
☐ 販売する商品は、缶又はペットボトル等密閉式容器入りの清涼飲料水としてください。 また、売価は標準小売価格を超えない額としてください。		
☐ 本物件には、電力量計(子メーター)が設置されておりませんので、自動販売機設置事業者で電力量計(子メーター)の設置をお願いします。電気料負担額は、施設管理者が検針した消費電力量に基づいて算出します。		
☐ 使用済み容器の回収ボックスは、自動販売機等の設置場所付近で施設管理者の指示する位置に設置してください。		
☐ 自動販売機の色味は静岡市の景観形成基準に基づき、有彩色の場合は彩度4以下としてください。		
☐		
☐		

施設案内図

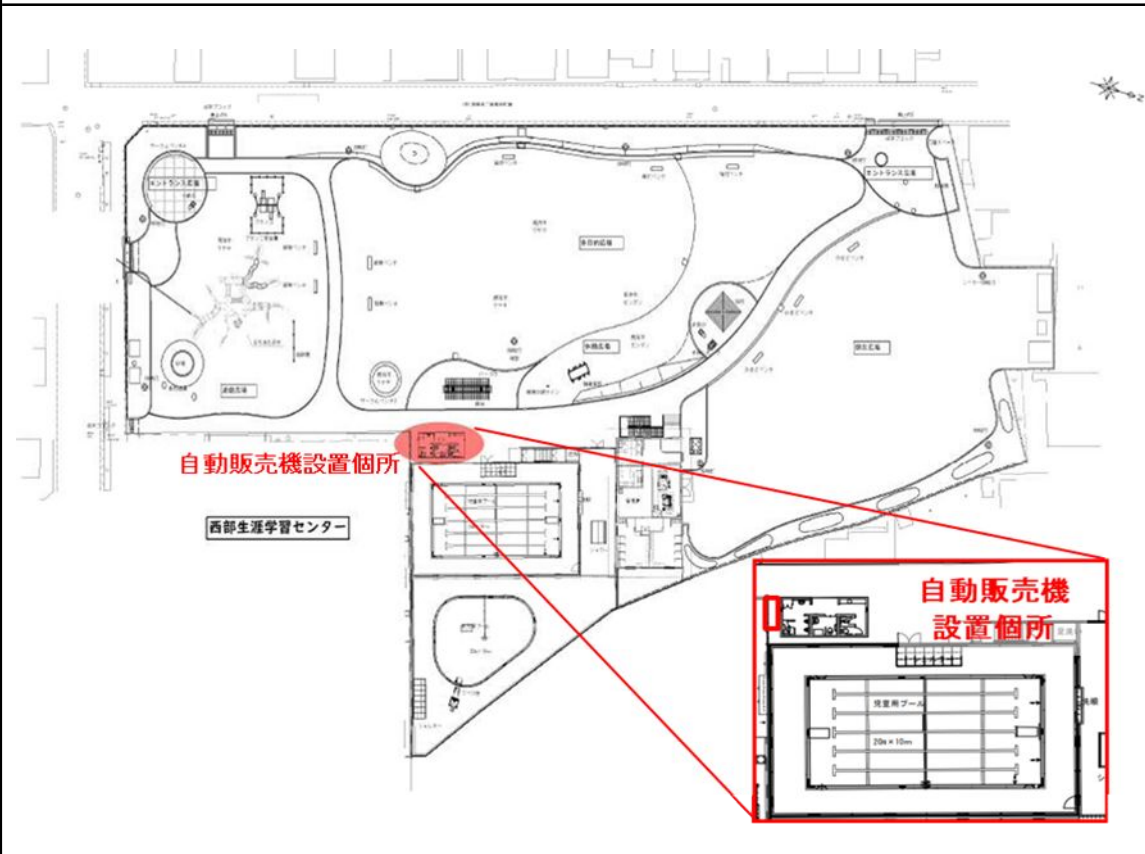


凡例

施設位置



設置場所

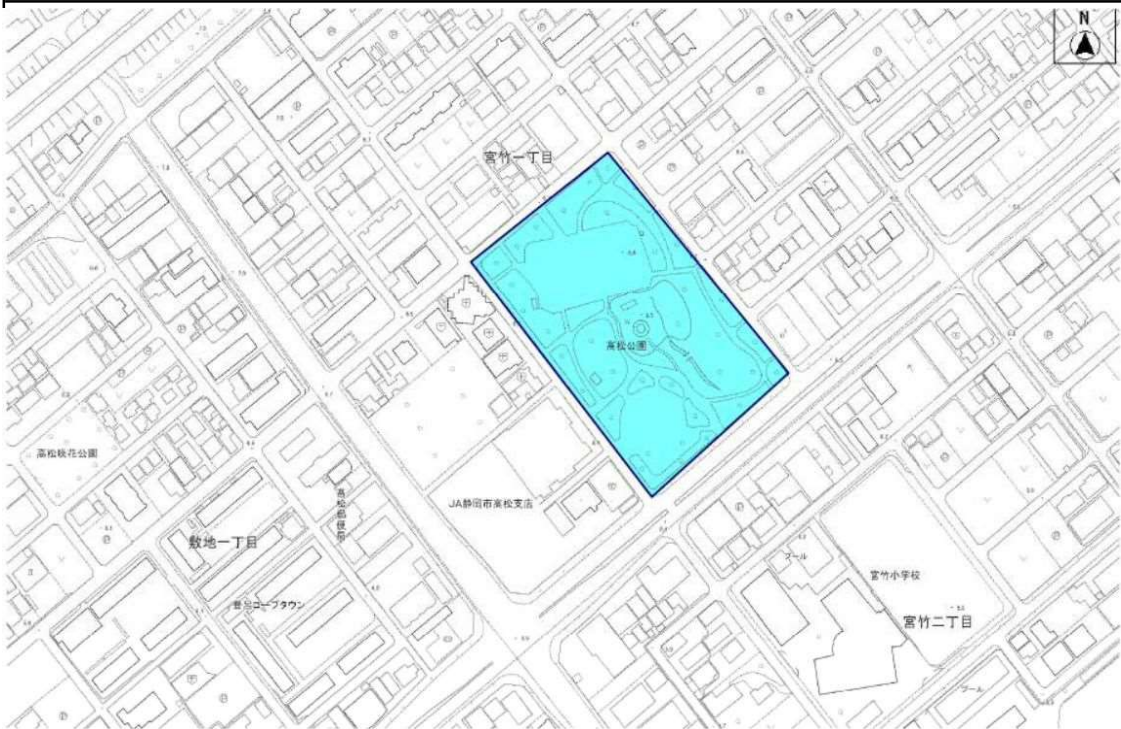


物 件 調 書

物件番号	16	問合せ先	緑地政策課 公園活用係 054-221-1107
------	----	------	-----------------------------

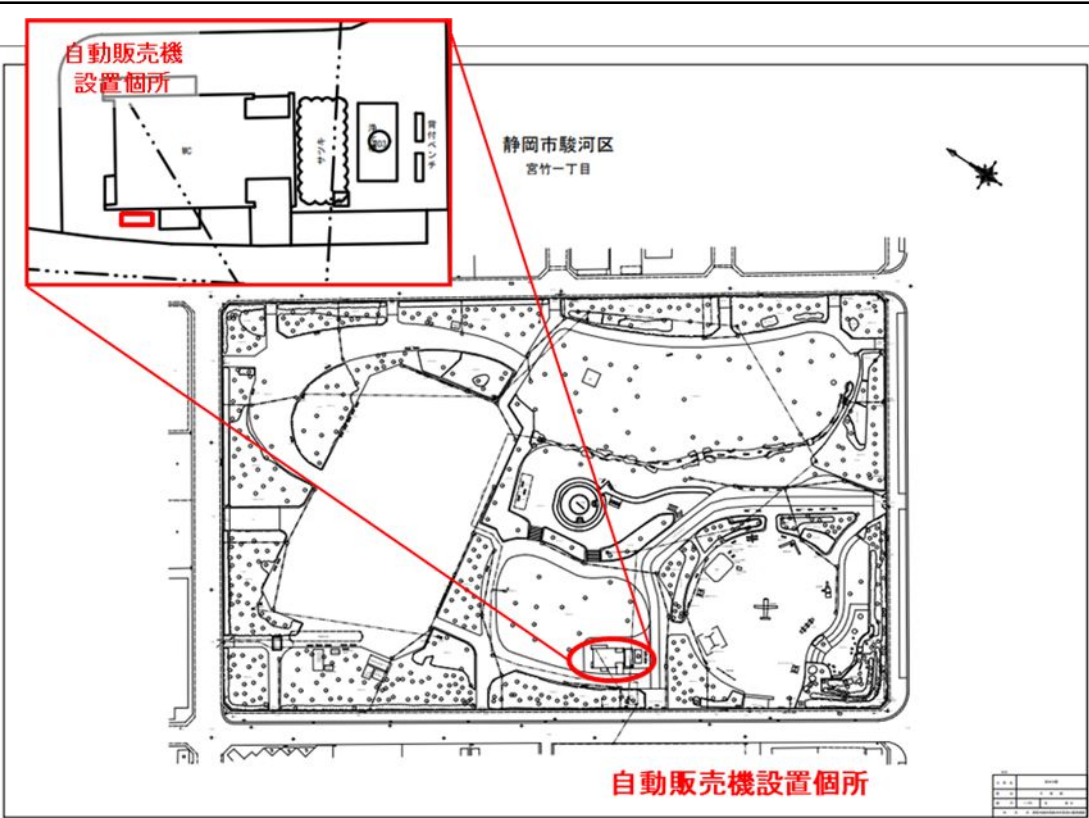
主たる所在地		静岡市駿河区宮竹一丁目6番
公園名		高松公園
設置場所		別図のとおり
販売品目(設置物件)		清涼飲料水
施設電気料単価		約33(円/kWh/月) ※R6年度実績による
当該公園の概況	公園種別	近隣公園
	主な施設	複合遊具・水遊び場・健康遊歩道・車椅子対応トイレ
	その他	休日には家族連れで賑わいます。
設置条件に係る特記事項等		
☐ 販売する商品は、缶又はペットボトル等密閉式容器入りの清涼飲料水としてください。 また、売価は標準小売価格を超えない額としてください。		
☐ 本物件には、電力量計(子メーター)が設置されておりませんので、自動販売機設置事業者で電力量計(子メーター)の設置をお願いします。電気料負担額は、施設管理者が検針した消費電力量に基づいて算出します。		
☐ 使用済み容器の回収ボックスは、自動販売機等の設置場所付近で施設管理者の指示する位置に設置してください。		
☐ 自動販売機の色味は静岡市の景観形成基準に基づき、有彩色の場合は彩度4以下としてください。		
☐		
☐		

施設案内図



凡例	施設位置	
----	------	-------------

設置場所



物件調書

物件番号	17	問合せ先	緑地政策課 公園活用係 054-221-1107
------	----	------	-----------------------------

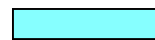
主たる所在地		静岡市駿河区東静岡二丁目7
公園名		池田東静岡公園
設置場所		別図のとおり
販売品目(設置物件)		清涼飲料水
施設電気料単価		約33(円/kWh/月) ※R6年度実績による
当該公園の概況	公園種別	街区公園
	主な施設	児童用複合遊具・幼児用複合遊具
	その他	多くの家族連れで賑わいます。
設置条件に係る特記事項等		
☐ 販売する商品は、缶又はペットボトル等密閉式容器入りの清涼飲料水としてください。 また、売価は標準小売価格を超えない額としてください。		
☐ 本物件には、電力量計(子メーター)が設置されておりませんので、自動販売機設置事業者で電力量計(子メーター)の設置をお願いします。電気料負担額は、施設管理者が検針した消費電力量に基づいて算出します。		
☐ 使用済み容器の回収ボックスは、自動販売機等の設置場所付近で施設管理者の指示する位置に設置してください。		
☐ 自動販売機の色味は静岡市の景観形成基準に基づき、有彩色の場合は彩度4以下としてください。		
☐		
☐		

施設案内図

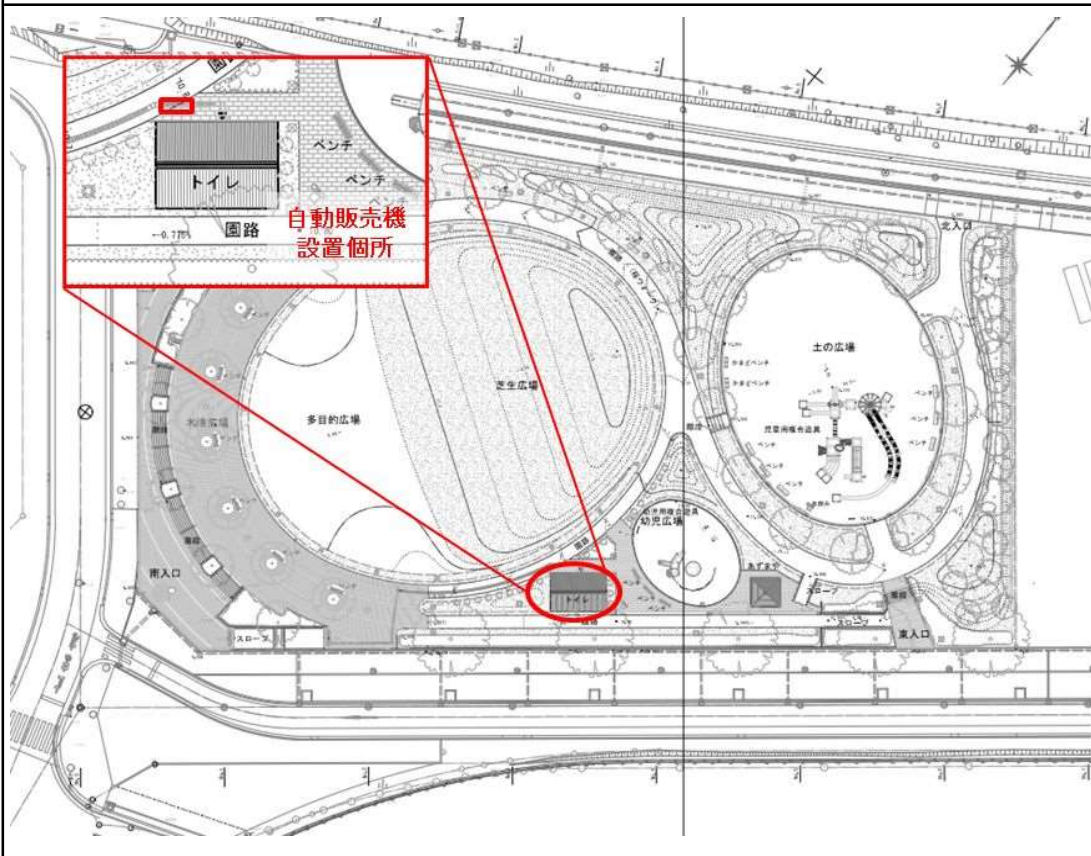


凡例

施設位置



設置場所



物 件 調 書

物件番号	18	問合せ先	緑地政策課 公園活用係 054-221-1107
------	----	------	-----------------------------

主たる所在地		静岡市駿河区池田2639-105、3875-29
公園名		池田桜ヶ丘公園
設置場所		別図のとおり
販売品目(設置物件)		清涼飲料水
施設電気料単価		約32(円/kWh/月) ※R6年度実績による
当該公園の概況	公園種別	街区公園
	主な施設	藤棚
	その他	日本平動物園と有度山総合公園の近隣に位置する公園です。 令和6年度に地元自治会から寄付を受けた公園です。寄付を受ける前まで自動販売機が設置されており、地元からは引き続き設置の要望を受けています。
設置条件に係る特記事項等		
☐ 販売する商品は、缶又はペットボトル等密閉式容器入りの清涼飲料水としてください。 また、売価は標準小売価格を超えない額としてください。		
☐ 本物件には、電力量計(子メーター)が設置されておりませんので、自動販売機設置事業者で電力量計(子メーター)の設置をお願いします。電気料負担額は、施設管理者が検針した消費電力量に基づいて算出します。		
☐ 使用済み容器の回収ボックスは、自動販売機等の設置場所付近で施設管理者の指示する位置に設置してください。		
☐ 自動販売機の色味は静岡市の景観形成基準に基づき、有彩色の場合は彩度4以下としてください。		
☐		
☐		

